

公示用

令和7年度施行

役務名 札幌市農業支援センター構内除雪業務

令和7年10月単価適用

札幌市経済観光局農政部

役務名 札幌市農業支援センター構内除雪業務

一金 内訳	総委託費 (1時間当り単価)	円
	業務委託費	円
	消費税等相当額	円

業務説明

1 役務の説明

冬期間の札幌市農業支援センター内の通行路を確保するため、構内の道路等の除雪を行うものである。

2 役務の大要

- ・以下の仕様による除雪作業
自社保有タイヤショベル(1.4～2.0m³可変プラウ、助手なし)

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 仕様書

別紙 札幌市農業支援センター構内除雪業務仕様書による。

5 施工場所

札幌市農業支援センター（札幌市東区丘珠町569番地10）

札幌市農業支援センター構内除雪業務仕様書

1 目的

札幌市農業支援センター内の構内の道路等を除雪する。

2 場所

札幌市農業支援センター（札幌市東区丘珠町 569 番地 10）

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 内容

(1) 札幌市農業支援センター（以下「センター」という。）構内の道路等に降り積もった雪（吹き溜まりを含む）を所定の機械により指定の場所へ排除し、指定路面を整正すること。

(2) センターの構内道路の除雪範囲は別紙図面の通りとする。

(3) センターの除雪作業の出動基準は、原則として降雪約 10 cm 以上とし、午前 8 時までに完了すること。

(4) 悪天候等により午前 8 時までに業務を完了できないと判断される場合は中止し、その後の状況により、委託者から出動要請があった場合は出動するものとする。

(5) 予定総業務時間 52 時間

ただし、この予定総業務時間数は令和 4 年度から令和 6 年度の実績から算出したもので、本業務の履行に当たり保証するものではない。

(6) 駐車場等に堆積している雪が 4 月以降もかなりの量が融けないと予想される場合は状況に応じて 3 月後半に雪割り作業を実施する。詳細については委託者の指示に従うこと。

(7) 作業が終了したときは、翌日までに除雪業務日誌及び車輛運転日報（チャート紙を添付）を提出すること。

(8) 除雪にあたっては、建物、構築物及び樹木等を破損することのないよう十分に注意し、初動開始前に道路状況を確認し事故防止に努めること。

(9) 作業中において破損・人身事故が発生したときは、適切かつ迅速に対処し遅滞なくその状況を委託者に報告し指示を仰ぐこと。また、作業中にセンター施設等を破損した場合は、受託者の費用負担及び責任において原状回復を行うこと。

(10) 作業の確認は、車輛運転日報等により委託者が行う。

(11) その他、疑義が生じた場合は委託者と協議すること。

5 支払い

(1) 委託料の計算は月毎に稼働時間を集計し、契約単価（1 時間あたり）を乗じて求める。1 時間未満の端数が生じた場合は、10 分間につき 1 時間あたりの金額に 6 分の 1 を乗じて求める。ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(2) 出動ごとの稼働時間に 10 分未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 使用機械

受託者保有のタイヤショベル（1.4 m³～2.0 m³可変プラウ）とし、降雪状況等により、当該車両による作業が困難と判断される場合は、委託者の承認を得て他の機械を使用することを可とする。

7 その他

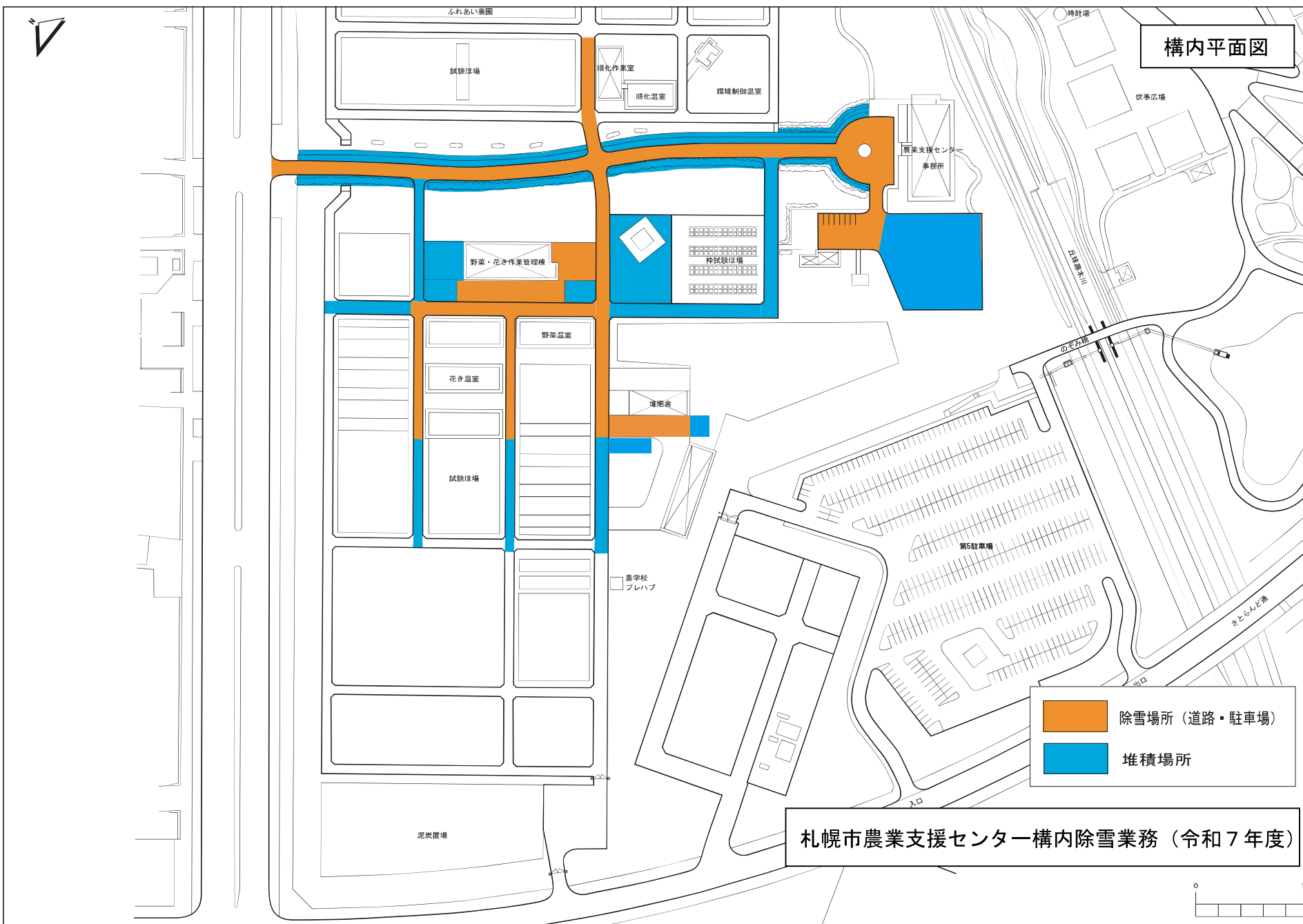
本業務の遂行においては、札幌市の環境マネジメントシステムを遵守し、環境負荷の低減に努めなければならない。

札幌市農業支援センター構内除雪業務（令和7年度）

位置図



構内平面図



業務委託費内訳書(1時間当たり)

工 種	種 別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
構内除雪業務						
	構内除雪工 (昼夜平均)	式	1			
直接業務費						
	共通仮設費	式	1			
共通仮設費						
純業務費		式	1			
	現場管理費					
業務原価		式	1			
	一般管理費等					
業務価格		式	1			
消費税等相当額						
業務委託費						

札幌市